

福岡・上長野A遺跡

かみながの

1 所在地 福岡県北九州市小倉南区大字長野

2 調査期間 一九九六年(平8)一二月

3 発掘機関 (財)北九州市教育文化事業団

4 調査担当者 前田義人

5 遺跡の種類 河道跡

6 遺跡の年代 縄文時代早期、弥生時代、九世紀、一四世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

上長野A遺跡は北九州市域東南部に位置し、周防灘に注ぐ竹馬川の支流長野川の右岸丘陵裾部から谷部に立地する。長野の谷平野の最奥部にあたり、三方を山塊が占め、東にのみ開口する閉塞した地形を呈する。



(行 橋)

この地は、豊前国企救郡長野郷の故地で、到津駅から豊前国府に通じる古代幹線道沿いにあたる。下流の長野A遺跡では、丘陵を切り通し、谷間地を築堤した古

道が検出されている他、「企救」「吉備」などの墨書土器二〇点が出土している。また、遺跡南側に位置する山頂には、畝状堅堀をめぐらした室町・戦国期の長野城跡が立地する。

今回の上長野A遺跡の調査は、北九州総合運動公園建設に伴うものである。これまでは本遺跡の調査事例はない。

調査の結果、丘陵裾部に縄文時代早期の包含層と土器溜まりの他、弥生時代、奈良時代の遺物を包蔵する旧河道四条を検出した。木簡は、旧河道の弥生時代と奈良時代の遺物を含む砂利層上面より出土した。この層の上層には九世紀前半の遺物を含む黒色微砂層が堆積していた。出土地点は丘陵際の流れが緩やかな溜まり状を呈しており、木簡は裏面を上にして流路と平行な状態で出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1)

郡召税長膳臣澄信 右為勘×

持事番□□等依□

・「不避昼夜視護仕官□而十日不宿□」

只今晚参向於郡家不得延□□□

大領物部臣今継

□□□

(365)×83×5 0.19 *

企救郡家が税長膳臣澄信を召喚する召文である。材質は榎。上端は山形に整形、下端は折損。現存長さは四〇cmに満たないが、八cm

を越える幅からみて、かなり長大な木簡であった可能性がある。

表面は墨痕の残りがよいが、欠損部分が大きく召喚の具体的内容の部分の文意は取りにくい。一方裏面は墨痕が薄く、字体も表面に比べてかなり崩れているが、文意は比較的明瞭である。すなわち、昼夜の別なく見守（視護）って官舎（税長という職務を重視すると、正倉であろうか）に仕えるべきであったのに、十日に（あるいは十日間）勤務しなかったので何らかの不都合が生じ、その事情聴取（表面の

「為勘」がこれに相当するか）のため明け方までに郡家へ出頭をするように命じるこの召文が作成された事情が読み取れる。裏面の大領物部臣今継の「今継」は、字体・字配りとも他とやや異質で、自署の可能性もある。その下にも間をおいて三文字分の墨痕を確認できるが、月日や年号としては読み取れないので、郡司ないし郡雑任の名の可能性が高い。

調査地は豊前国企救郡家推定地（長野地区）の1kmほど上流にあ

郡家税長膝片澄信

右居也
持事書れ
等仁上

不違書夜視識は官舎
只片略赤白れ為家不強選
大頭切印公平録

たり、この木簡を持参して郡家に参向した後に廃棄したのであろう。郡家に関わるような共伴遺物はないが、今回出土した召文木簡は、郡家が近辺に所在する有力な物証といえる。

9 関係文献

（財）北九州市教育文化事業団
「上長野A遺跡」（『埋蔵文化財調査室年報』一四 一九九八年）

（前田義人）